

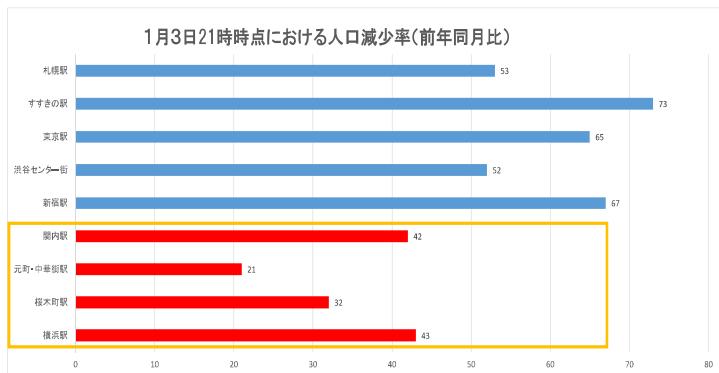
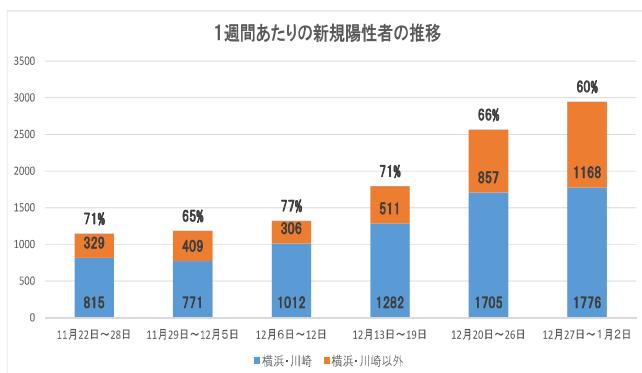
# 1都3県・国との合意事項 を踏まえた対応

くらし安全防災局

1

## 1 時短営業の要請期間延長後の状況

- 時短営業の要請を行った12月3日以降も感染者は急増を続けている。
  - ・ 新規感染者は、時短要請後も減少に転じていない(横浜市、川崎市域以外のウェイトが増加)
  - ・ 人出の減少率は依然として他県よりも小さい
- 時短営業に協力している店は徐々に増えている印象だが、全体として協力店は半数に満たない印象

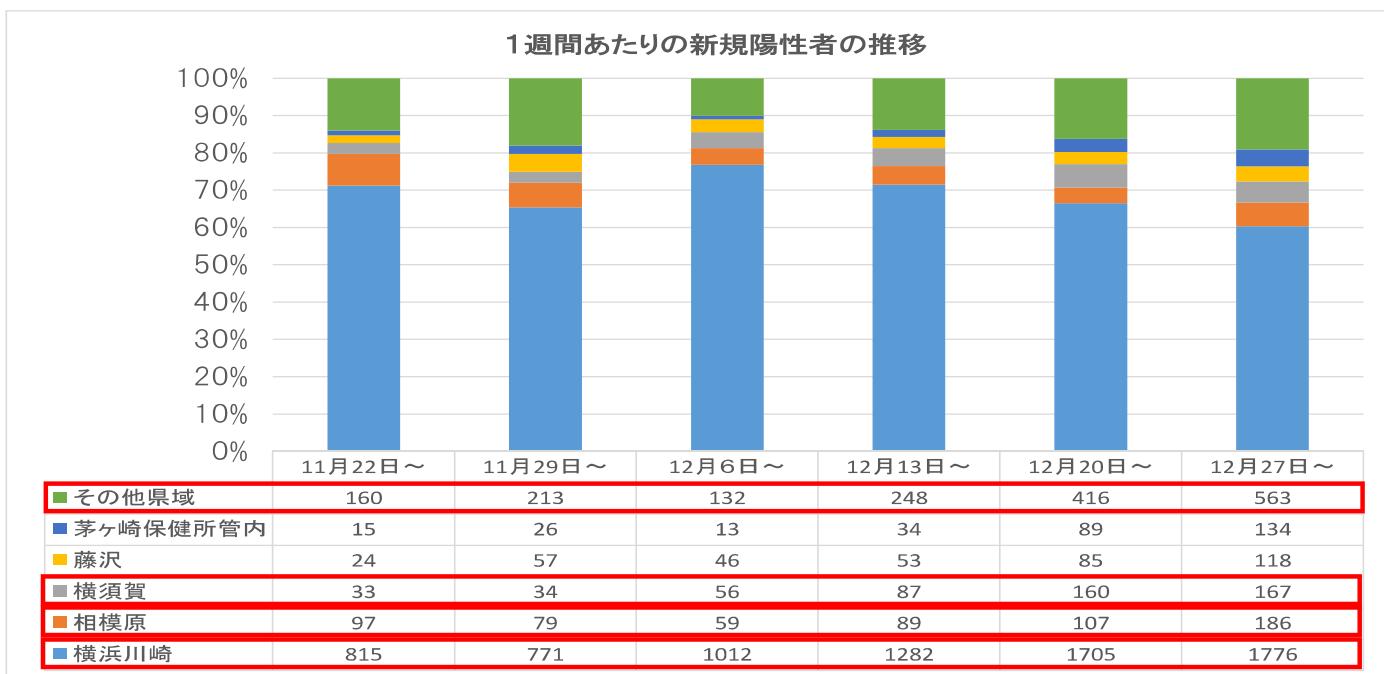


(出典:内閣官房HP(株式会社Agoopデータ))



人の移動の抑制によるさらなる感染拡大防止対策の強化が必要

2



⇒ 横浜川崎両市で、県全体の60%後半～70%後半を占める割合で推移し、時短要請以降は割合は低下傾向である。  
12月以降、相模原市、横須賀市、県域保健所管内の増加傾向が顕著である。

3

## 国と一都三県の合意事項（国からの要請事項）

- 専門家が「急所」としている飲食店については、4月～5月の緊急事態宣言時と同等の対応を取ることとし、飲食店(カラオケ・バー含む)の時短営業を20時まで(酒類提供は19時まで)とし、併せて、都民・県民に対する20時以降の不要不急の外出の自粛の要請
- 企業におけるテレワークの徹底
- 職場、学校での感染防止策の徹底
- イベントの開催要件の厳格化

4

# 1 時短要請の20時までの前倒し

(現状)

- 12月18日～1月11日
- 横浜市、川崎市の酒類を提供する飲食店、カラオケ店に対する22時までの時短要請
- 協力金4万円



(現状に加え)

- **8日以降、20時まで(酒類の提供は19時まで)の時短に応じた店舗に対して、協力金を上乗せ**



(1月12日以降の対応)

- **1月12日～1月末**
- **20時までの時短要請(酒類の提供は19時まで)**
- 対象:全県の全ての飲食店、カラオケ店
- 協力金:4万円から増額

## 1-②県民への外出自粛

(12月24日～)

- 可能な限り外出自粛

(12月31日～)

- **徹底した外出自粛**  
(生活に必要な場合を除く)



(8日から1月末まで)

- **徹底した外出自粛(生活に必要な場合を除く。)**
- **特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛**

## 2 企業におけるテレワークの徹底

(現状)

- テレワーク、時差出勤の徹底



(8日から1月末まで)

事業者

- **5割の実施目標**、業務特性に応じたテレワークの徹底
- 時差出勤、週休の分散、年休取得促進

県民

- 仕事はなるべく自宅で

7

## 3 職場、学校での感染防止対策の徹底

(現状)

- テレワーク・時差出勤、時差通学等



(8日から1月末まで)

○ 職場

- 感染防止対策の更なる徹底
- 昼食時間の分散化

○ 学校

- 集団行動(寮生活、クラブ・部活動など)における感染防止対策の徹底
- オンライン授業の併用、時差登校等の実施

8

## 4 イベントの開催要件の厳格化

(現状)

- 収用人数10,000人超 → 収容人数の50%
- 収容人数10,000人以下 → 5,000人



(8日から1月末まで)

- 人数上限5,000人(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)
- スポーツやライブなどのイベント前後の会食禁止等の呼びかけ

(成人式は)

- 市町村が実施の判断
- 実施する場合は、式典時の対策に加え、式典前後における感染防止対策、会食の自粛を徹底

9

## 5 その他

- 外出を誘発するイルミネーションは、早めに消灯

10

## 事業者の皆さんへ

### 1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、22時までの時短営業  
協力金4万円(/日)

20時までに時短営業(酒類の提供は19時まで)する場合は、協力金を上乗せ  
(令和3年1月12日から1月末まで)

全県の全ての飲食店・カラオケ店は、20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで)  
協力金 4万円(/日)から増額

### 2 企業におけるテレワーク等の徹底(令和3年1月8日から1月末まで)

5割の目標設定

時差出勤、週休の分散化、年休取得の促進

### 3 イベント(令和3年1月8日から1月末まで)

5,000人以下で実施(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)

### 4 その他

外出を誘発するイルミネーションは、早めに消灯

## 県民の皆さんへ

(令和3年1月8日から1月末まで)

- ・徹底した外出自粛(生活に必要な場合を除く。)  
**特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛**
- ・仕事はなるべく自宅で

## その他

(令和3年1月8日から1月末まで)

- ・職場における昼食時間の分散
- ・学校の寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の  
徹底
- ・オンライン授業の併用、時差登校等の実施

### 3 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

時期		収容率	人数上限
5月 25 日 ～	屋内	50%以内	100 人
	屋外	十分な間隔	200 人
6月 19 日 ～	屋内	50%以内	1,000 人
	屋外	十分な間隔	1,000 人
7月 10 日 ～	屋内	50%以内	5,000 人
	屋外	十分な間隔（できれば 2m）	5,000 人
9月 19 日 ～（※1）	イベント の類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	○収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50%  ○収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人  (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さ いほうを限度(両方の条 件を満たす必要)  <u>（※4）</u>
		100%以内 (席がない場合 は適切な間隔)	50%（※2） 以内 (席がない場合 は十分な間隔)

※1 「9月 19 日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月 10 日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

※2 ただし、異なるグループ間では座席を 1 席空け、同一グループ（5 人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は 50% を超える場合がある。

※3 今後のイベント開催の制限緩和は、国の動向や県内の感染状況を踏まえて検討する。

※4 令和3年1月8日から1月31日までの間に限っては、屋内屋外のイベントともに、収容人数 10,000 人超の場合であっても、人数上限を 5,000 人とする。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

## 知事メッセージ

本県における新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、医療現場では厳しい状況が続いています。

今後、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、先んじて人の流れを抑え、人と人との接触機会を減少させるため、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

### [事業者の皆さんへ]

- 1月11日までの間、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、22時までの時短営業を要請しています。これに加えて、1月8日から、20時まで時短営業を前倒しし、酒類の提供を19時までとしていたいた場合には、協力金を増額します。
- 1月12日から1月31日までの間は、県内の全ての飲食店・カラオケ店に対して、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとしていただくようお願いします。
- また、これまでお願いしてきたテレワークについては、5割の目標を設定していただき、時差出勤、週休の分散化、年休取得なども含め、通勤時の密を避ける工夫をお願いします。
- イベントについては、5,000人以下で実施することとし、1月8日以降の新規販売に適用します。

### [県民の皆さんへ]

- 生活に必要な場合を除いて、徹底した外出自粛をお願いします。特に、20時以降の飲食を伴う外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、仕事は自宅でできるものは自宅でお願いします。

そのほか、

- 職場においては、昼食時間の分散をお願いします。
- 学校の寮生活、クラブ・部活動などの集団行動においては、感染防止対策を徹底してください。さらに、オンライン授業の併用、時差登校等を実施してください。

緊急事態宣言の発令が見込まれる中、この危機的な状況を県民の皆さん一人ひとりが共有し、新型コロナに打ち勝つため、県民総ぐるみの取組をお願いします。

令和3年1月4日

神奈川県知事 黒岩 祐治